

有機フッ素化合物の水質基準に関する情報について

PFAS（有機フッ素化合物）

※ 1万種類以上存在

このうち

PFOS（用途：メッキ処理剤、泡消火薬剤等）

PFOA（用途：撥水剤、界面活性剤等）

人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

これまでの対応

- 2009年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造・輸入が禁止。
→ PFOS、PFOAは分解されにくい性質があるため、製造・輸入禁止後も環境中に残っているが、環境省の調査によると、年々減少傾向
- 国は令和2年に水道水や環境中の水の目標値を定め、飲み水からの摂取を防ぐ取組を進めている。

	基準	県内超過事例
水道水 (浄水処理後の水) 【水道法】	水質管理目標設定項目 ※ 検査義務はないが留意すべき項目 暫定目標値：50ng/L以下 (PFOS+PFOA)	超過事例なし ※ 原水では新座市の井戸で 65ng/L 検出 → <u>浄水不検出</u> （超過井戸は使用停止） ※ 県内の水道事業者は年1～4回調査を実施しており、県ではその結果を収集し、ホームページで公表している。 水道水で目標値を超過した場合 → 国の要請に従い水道事業者が濃度低減措置を講じる。
環境中の水 (河川水・地下水) 【環境基本法】	要監視項目 ※ 知見の集積に努めるべき項目 暫定指針値：50ng/L以下 (PFOS+PFOA)	・ 不老川、久保川（狭山市、川越市）：最大200ng/L ・ 湧水（さいたま市）：最大18,000ng/L ・ 井戸（吉見町）：最大78ng/L ※ いずれも原因究明中（水道原水として不使用）

現状及び今後の見込み

- 健康影響に関する科学的知見や分析方法及び対策技術の情報等は未だ十分とはいえず、国において専門家が検討中。
- 令和6年12月開催の国の検討会で、PFOS、PFOAの水道水の基準を令和8年4月から**水質基準**に引き上げる方針が示された。
→ 令和7年5月9日に行われた環境大臣の記者会見で、「6月中旬に水質基準に関する省令を改正する」との発言あり

水質基準になると「定期的な水質検査の実施」や「濃度が基準を超えた場合の改善」が水道事業者の義務となる。